

コンベンション開催準備資金貸付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）で開催されるコンベンションの主催者に対し、コンベンション開催準備資金（以下「開催準備資金」という。）の貸付けを行うことに関し必要な事項を定め、本市域におけるコンベンションの開催を促進し、もって本市域の活性化に寄与することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 貸付の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 九州大会以上の規模で開催される学術会議、セミナー、シンポジウム、その他の会議とする。
 - (2) 営利を目的とせず、公益性があると認められるもの。
 - (3) 6カ月以上の準備期間があるもの。
- 2 前項の規定に係らず、本市域の活性化に大きく寄与するコンベンションであると、代表理事が特に認める場合は、交付の対象とする。

(貸付けの条件)

第3条 貸付けの条件は次のとおりとする。

(1) 貸付額

1 コンベンションにつき300万円を限度とし、かつコンベンション開催総予算額の10パーセント以内とする。

(2) 利息

無利息とする。

(3) 貸付期間

2年以内とする。

(4) 返済方法

貸付けに係る借用書を提出した日から2年以内でかつ、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に貸付金額全額を返済することとする。

(5) 連帯保証人

2名とする。

(貸付けの申込み)

第4条 貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、貸付けを受けよう

とする日の1ヶ月前までに次に掲げる書類各1部を代表理事に提出するものとする。

- (1) 開催準備資金借入申込書(様式第1号)
- (2) コンベンション開催及び資金計画書
- (3) 主催団体(法人)の登記簿謄本
(主催団体が任意団体の場合は代表者の印鑑証明書)
- (4) 連帯保証人の印鑑証明書
- (5) 主催団体の定款あるいは寄附行為又は、規約等

(貸付けの決定及び通知)

第5条 貸付けは、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会内に設置する貸付審査委員会において審査し、代表理事が貸付け決定する。

2 代表理事は、前項により貸付けの決定を行ったときは、貸付け決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第6条 貸付け決定の通知を受けた者は、代表理事が指示した日までに借用書(様式第3号)を提出するものとする。

(貸付準備資金の請求)

第7条 貸付けの決定を受けた者は、借用書を提出した後、コンベンション開催準備資金請求書(様式第4号)を代表理事に提出するものとする。

(開催準備資金の貸付け)

第8条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、開催準備資金の貸付けを行う。

(報告)

第9条 貸付けを受けた者は、申し込み事項、その他に重要な変更があった場合は、直ちに変更した内容について、書面により代表理事に報告しなければならない。

2 代表理事は、必要と認めるときは、開催準備資金の使用状況等について、調査を行うことができる。

(貸付けの取消)

第10条 代表理事は、貸付けを受けた者が次の各号に該当する場合は、貸付けの決定を取消し、貸付け期間満了前であっても貸付金の全部、又は一部の返済を求めることができる。

- (1) 申込事項その他に虚偽があったとき。

- (2) 開催準備資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 申込事項その他に変更が生じ、貸付け金額が適当でないと認めたとき。
- (4) その他、代表理事が不適當な理由があると認めたとき。

(管理及び会計等)

第11条 開催準備資金は、代表理事が管理を行い、この要項に定めるほかは、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経理規程を準用するものとする。

(雑 則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

- この要項は、平成5年4月1日から施行する。
- この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- この要項は、平成17年10月1日から施行する。
- この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- この要項は、平成24年4月1日から施行する。